

令和6年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

令和6年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち8法人及び社会福祉施設等73施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

○指導監査の実施状況（令和6年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	8	36%
保育所（私立）		13	13	100%
保育所（公立）		5	5	100%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	31	31	100%
	保育所型認定こども園	1	1	100%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	19	100%
	事業所内保育事業	2	2	100%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		6	2	33%
合 計		99	81	82%

2 指導監査の結果の概要について

(1) 法人運営に関するもの

社会福祉法人8法人に対して監査を実施したところ、本部運営で4件、本部会計で7件の文書指摘があった。本部運営の指摘事項では「評議員会について」が全体の50%、「定款について」が全体の25%、「理事について」が全体の25%あった。また、法人会計の指摘事項では、「財務管理について」が全体の43%、「出納事務について」が29%あった。

(2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等73施設に対して監査を実施したところ、施設会計で7件、職員処遇で3件、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）で13件、食事提供で2件の文書指摘があった。

施設会計の指摘事項では「収入について」が全体の43%、「財産管理について」が29%、「その他（積立預金積立支出・当期資金収支差額合計）」が29%、職員処遇では「職員配置について」が100%、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）では「施設設備について」が100%、食事提供では「その他（調乳室の衛生的配慮）」が100%あった。指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

3 指導監査の指摘事項について

【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	1	25%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	0	0%
4 評議員会について	2	50%
5 理事について	1	25%
6 監事について	0	0%
7 理事会について	0	0%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	0	0%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	0	0%
合 計	4	—

※文書指摘事項の主な例

1 定款について

- ・定款の基本財産（土地）の記載について登記簿謄本の内容と相違があるため是正すること。

4 評議員会について

- ・理事会、評議員会の各議案について、特別な利害関係を有する者がいないことを法人が確認すること。（議事録に記載するか、招集通知と併せて、議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを記載するなど、法人において該当者の有無を確認したことが分かるようにすること。）
- ・評議員会及び理事会の招集については、開催日の1週間（中7日）前までに、書面または電磁的方法（電子メール等）により通知を行うこと。

5 理事について

- ・理事の選任について、施設運営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」を理事として1名以上選任すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	0	0%
2 会計書類について	1	14%
3 出納事務について	2	29%
4 財産管理について	3	43%
5 決算について	0	0%
6 収入について	1	14%
7 支出について	0	0%
8 その他	0	0%
合 計	7	-

※文書指摘事項の主な例

2 会計書類について

- ・法人の決算書類と財務諸表等開示システム（WAM NET）で公表されている計算書類に相違が見られるため、修正すること。

3 出納事務について

- ・収納した金銭の金融機関への預け入れについて、経理規程に規定する期間を超過しての預け入れが見受けられるため、是正すること。
- ・小口現金の実査において、現金残高と帳簿残高の不一致が見受けられたため、適切に管理すること。

4 財産管理について

- ・減価償却費の計算について、耐用年数に応じた適切な償却率が適用されていない固定資産が見受けられるため、適正な計算を行い期首残高を修正すること。

【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書 指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 会計管理について	0	0%	0	0	0	0	0
2 会計書類について	0	0%	0	0	0	0	0
3 出納事務について	0	0%	0	0	0	0	0
4 財産管理について	2	29%	1	0	1	0	0
5 決算について	0	0%	0	0	0	0	0
6 収入について	3	43%	1	0	2	0	0
7 支出について	0	0%	0	0	0	0	0
8 その他	2	29%	2	0	0	0	0
合 計	7	-	4	0	3	0	0

※文書指摘事項の主な例

4 財産管理について

- ・固定資産に該当しない品目が固定資産管理台帳に計上されているため、適切な科目に費用処理を行うこと。

6 収入について

- ・施設及び設備の整備のために受領した補助金で取得した物品等について、国庫補助金等特別積立金を積立すること。また、耐用年数に応じ、取崩しを行うこと。

8 その他（積立預金積立支出・当期資金収支差額合計）

- ・当期末支払資金残高は過大な保有を防止する観点より、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書 指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 職員配置について	3	100%	1	0	1	1	0
2 職員会議・研修について	0	0%	0	0	0	0	0
3 人事管理について	0	0%	0	0	0	0	0
4 規則・規程関係について	0	0%	0	0	0	0	0
5 健康管理について	0	0%	0	0	0	0	0
6 非常災害対策について	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	3	－	1	0	1	1	0

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員配置について、有資格者の数が職員数の配置基準を下回っている時間帯が見受けられるため、職員の配置基準を遵守すること。

（利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等））

文書指摘事項	文書 指摘数	割合	内訳			
			保育所 （私立）	保育所 （公立）	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等
1 施設設備について	13	100%	0	5	5	3
2 保育方針計画について	0	0%	0	0	0	0
3 保育実施状況について	0	0%	0	0	0	0
4 健康管理について	0	0%	0	0	0	0
5 保育時間及び一斉休園について	0	0%	0	0	0	0
6 事故発生の防止等について	0	0%	0	0	0	0
7 苦情解決体制等について	0	0%	0	0	0	0
合 計	13	－	0	5	5	3

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・保育室内の小さなマグネットについては、誤飲の恐れがあるため運用等、対策を講じること。
- ・子どもの安全確保のため、閉じこもりの危険性があるものについては施錠等の対策を講じること。

（利用者支援（特別養護老人ホーム））

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	0	－
2 支援方針計画について	0	－
3 支援実施の状況について	0	－
4 健康管理について	0	－
5 事故発生の防止等について	0	－
6 苦情解決体制等について	0	－
合 計	0	－

(食事提供)

文書指摘事項	文書 指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 運営形態・栄養管理について	0	0%	0	0	0	0	0
2 食事内容について	0	0%	0	0	0	0	0
3 栄養に関する情報について	0	0%	0	0	0	0	0
4 他機関の指導・助言等について	0	0%	0	0	0	0	0
5 給食経費について	0	0%	0	0	0	0	0
6 衛生管理について	0	0%	0	0	0	0	0
7 その他	2	100%	0	2	0	0	0
合 計	2	-	0	0	0	0	0

※文書指摘事項の主な例

7 その他（調乳室の衛生的配慮）

- ・調乳室に段ボールを置くことは衛生的に好ましくないため、撤去するなどの対策を講じること。